○財務省告示第百三十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年三月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年四月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	三億円	百円十五銭
〃	第九回	二十二億円	百円九銭
〃	第十回	二十四億円	九十九円六十四銭
〃	第十五回	三億円	九十九円
〃	第十九回	二十五億円	九十八円九十八銭
〃	第二十回	五億円	九十九円十九銭
〃	第二十回	二億円	九十九円九十一銭
〃	第二十三回	十億円	百円四十一銭
〃	第二十三回	十億円	百円四十五銭
〃	第二十四回	十億円	百円四十七銭
〃	第二十四回	十一億円	百円四十八銭
〃	第二十四回	十億円	百円五十五銭
〃	第二十四回	十億円	百円七十九銭
〃	第二十四回	三十億円	百円七十三銭
〃	第二十五回	二億円	百円
〃	第二十七回	十億円	九十八円七十五銭
〃	第二十八回	十億円	九十八円八十五銭
〃	第二十八回	十億円	九十七円四十銭
〃	第二十八回	五億円	九十七円四十七銭
〃	第二十八回	五億円	九十七円四十九銭
〃	第三十一回	五億円	九十六円七十九銭
〃	第三十四回	二十五億円	九十六円五十銭
〃	第三十五回	九億円	九十六円七十五銭
〃	第三十七回	二十一億円	九十八円六十一銭
〃	第三十八回	十億円	九十九円五十五銭
〃	第三十九回	二十億円	九十九円六十二銭
〃	第四十二回	五十億円	百一円四十五銭
〃	第四十三回	二十五億円	百円六十銭
〃	第四十四回	一億円	百円六十六銭
〃	第四十五回	二十五億円	百円六十五銭
〃	第四十六回	八十六億円	百一円十六銭
〃	第四十六回	十億円	百一円六十五銭
合計		八百億円	

○財務省告示第百三十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年四月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第二回	七億七千四百十八万円	七億七千八十九万七千四百九十四円
〃	第四回	三十億四千四十七万円	三十億二千七百五十七万八千四百三十円
〃	第六回	五十一億五百二十三万円	五十億八千三百五十八万三千八百六十八円
〃	第八回	五十九億七千三百七十八万円	五十九億四千八百四十五万千二百二十四円
〃	第十回	八十億七千三十二万円	八十億三千六百十万千八百九十二円
〃	第十二回	四十二億二千三十九万円	四十二億二百四十九万五千五百九十二円
合計		二百七十一億八千四百三十七万円	二百七十億六千九百十万八千五百円